

## Bosch IMDS データ入力ガイドライン

バージョン 4、2016/12/16

前バージョンからの変更部分は灰色でハイライトしています。

本文書は、Bosch IMDS データ入力ガイドラインであり、以下のセクションから構成される。

1. 構成情報、送信先情報に求められる情報についての一般説明
2. 拒否理由に成り得る問題点一覧表
3. データ提出日および変更管理規則

セクション 2 に示した問題点一覧表は、現行 IMDS レコメンデーション(データ構成、公差、変更管理)、だけでなく、法規、および Bosch 社内要求をベースとしている。

Bosch Norm N2580 (「物質の使用禁止と申告」)にある規制物質について、要求を満足すること。規制物質は以下を参考としている。

- GADSL
- EU ELV 指令「End-of-Life vehicles directive (2000/53/EC (ELV))」、Annex II を含む
- REACH
- 地域特有の要求事項

IMDS 入力方法、および IMDS レコメンデーションに関する情報は、IMDS のホームページ ([www.mdsystem.com](http://www.mdsystem.com)) および [IMDS FAQ](#) を参照のこと。

### お問い合わせ先

- 個別 あるいは プロジェクト固有の要求に関するもの： 担当購買または担当部署
- 拒否に関するもの： 拒否操作を行った担当者

## 1. 構成情報、送信先情報に求められる情報についての一般説明

### 1.1 構成情報

#### 1.1.1 部品



**必須項目**

- 部品名称
  - 図面に記載された名称
  - 可能な場合は以下を入力
    - 英語名称
    - プロジェクト名、またはカタログ名
- 実測質量
- 材質表示の回答
 

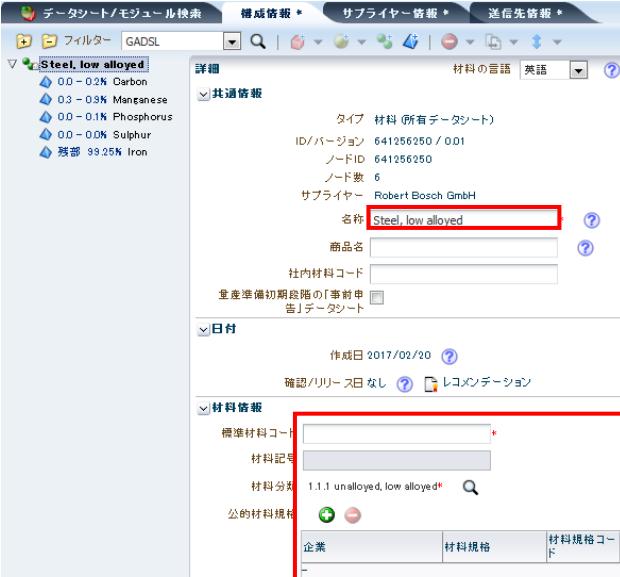
Yes: 部品中に以下の材料を含む場合

  - 熱可塑性樹脂 > 100 g
  - エラストマー > 200 g
  - この質量以下でも実際に材質表示マークがある場合

**以下の場合は承認されない**

- 量産準備初期段階の「事前申告」データシートにチェックが入っている。
- 質量偏差が IMDS レコメンデーション 001 の定義を超えていている。

#### 1.1.2 材料



**必須項目**

- 名称
  - 材料名称は、英語(EN)モードであることを確認し、英語で入力すること。追加であれば、他言語モードで他言語を入力してもよい。
  - 材料の公的規格が存在する場合や、公的規格に専門用語が記載されている場合(例: プラスチックに対する ISO 1043-1-4、エラストマーに対する ISO 1629、熱可塑性エラストマーに対する ISO 18064 )は、その公的規格中の材料名称を入力すること。
- 例:
  - 鉄鋼 – EN 10027、JIS 規格、  
(例: STM-C 540)
  - アルミ合金 – EN 573、JIS 規格  
(例: Al-Si12)

- 銅合金 – ISO 規格、(例: CuAl5)
- プラスチックス – ISO 1043-1~4、  
(例: PE-LD)
- エラストマー – ISO 1629、(例: ACM)
- 熱可塑性エラストマー – ISO 18064、  
(例: TPA-ES)
- 公的規格に妥当な名称がない場合、VDA 分類がわかるような名称を記入すること。  
例:
  - Aluminum alloy(アルミ合金)
  - Adhesive layer(接着層)
  - Basecoat, Clear coat  
(下塗り、クリア・コート)
  - Glass(ガラス)
  - Propellant, airbag  
(推進剤、エアバッグ)
  - Lubricant(潤滑剤)
- 標準材料コード(Std. material number)
  - 質量が 5g を超える部品の材料(VDA 分類 1 ~ 4)で、かつ公的規格で材料コードが定義されている場合に入力が必須。
- 材料記号(Symbol)
  - 質量が 5g を超える部品の材料(VDA 分類 が 5.1a/b – 5.3)のうち、熱可塑性樹脂、熱 可塑性エラストマー、エラストマーに該当する 場合は、入力必須。
  - 関連する ISO 規格で定義されているフォーマットを使用すること。
- 公的材料規格(Norms/Standards)
  - IMDS でサポートされている公的規格に記載 されている材料は、入力必須。VDA 分類 6 ~ 9 の材料は通常、公的材料規格がない。

#### 以下の場合は承認されない

- 量産準備初期段階の「事前申告」データシートに **チェック**が入っている。

**一般事項**

- 適用可能な場合下記のデータを参考すること。

・IMDS コミッティデータ(例:金属材料)

IMDS Committee (#423)

IMDS-Committee / ILI Metals (#18986)

Stahl und Eisen Liste (#313)

・Rec19 のデータ(電気/電子部品)

- 同一階層に異なるタイプのノードを使用しないこと。

- 削除、あるいは無効化された物質や MDS が第一階層にある場合は、送信前に代替のものと差し替えること。

**変更された標準材料の取り扱い**

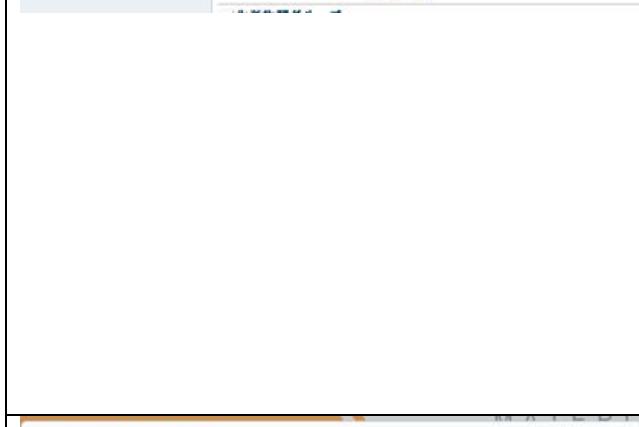
材料分類1から3の場合、以下の注釈が必要。

- 材料名の一部に”mod”または”modified”をつけること。

- 可能なら材料名の後に、“DINxxx”や”with reference to DINxxx“のように公的材料規格をつけること。

この場合、標準材料コードは不要。

### 1.1.2.1 化学物質、アプリケーション、リサイクル情報の詳細

	<p><b>必須項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 含有率 含有率の範囲について、IMDS レコメンデーション 001 を参照のこと。</li> </ul> <p><b>以下の場合は承認されない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 機密扱い物質 (チェックボックスへのチェックは不可)</li> <li>- ワイルドカード &lt;&lt;not yet specified&gt;&gt; の使用</li> <li>- ワイルドカードに対する含有率&lt;&lt;残部(Rest)&gt;&gt;の使用</li> </ul> <p><b>一般事項</b> GADSL(SVHC を含める)に掲載された化学物質はワイルドカードや機密物質フラグで隠さないこと。</p>
	<p>紛争物質およびその化合物についても上記と同じ。 (Dodd Frank Act (H.R.4173 / Sec. 1502)を参照)</p> <p>ワイルドカードの使用よりも、機密物質フラグの使用の方が良い。</p>
	<p><b>必須項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- アプリケーション (入力要求がある時)</li> <li>- &lt;&lt;材料にリサイクル材が含まれますか？&gt;&gt;の回答(初期値&lt;&lt;いいえ&gt;&gt;も OK)</li> </ul> <p><b>以下の場合は承認されない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- &lt;&lt;(potentially prohibited)&gt;&gt;が付いたアプリケーション</li> </ul>

### 1.1.3 セミコンポーネント

	<p><b>必須項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 名称           <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図面に記載された名称</li> <li>○ 可能な場合は以下を入力               <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 英語名称</li> <li>■ プロジェクト名、またはカタログ名</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>- 単位あたりの質量</li> </ul> <p><b>以下の場合は承認されない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 量産準備初期段階の「事前申告」データシートにチェックが入っている。</li> </ul>
-----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 1.2 サプライヤー・データ

コンタクトパーソンが選択されていない MDS は送信できない。  
連絡先情報(E メールアドレス、電話番号)が最新のものであることを確認すること。

### 1.3 送信先情報

<p><b>一般事項</b></p>	<p>Bosch グループへの送信は、特に指定がない限り、IMDS 企業コード 202 (Robert Bosch GmbH) を使用すること。</p> <p><b>Bosch Japan</b>への送信は、組織コード 55458 を使用すること。</p> <p><b>スターおよび発電機の送信</b> 158067(SG - Starter &amp;Generators)</p> <p><b>ステアリングの送信は以下のいずれか</b> 296(Robert Bosch Automotive Steering GmbH) およびその組織 24285 (Bosch HUAYU Steering Systems Co.Ltd.)</p>
	<p><b>必須項目</b></p> <p>図面、仕様書、注文書等と同一であること:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 部品番号または材料コード <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10 衍 (文字、数字) 任意 10 衍 + スペース + 3 衍(文字、数字) 例: 0281123A56 B12</li> <li>○ Bosch 品番の最初の 10 衍中にスペース、特殊文字の使用は禁止。(レガシー品番の場合は、スペース使用可)</li> </ul> </li> <li>- 名称</li> <li>- サプライヤーコード(Bosch Japan の場合)</li> </ul> <p><b>任意項目</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- その他の項目</li> </ul> <p><b>追加の要求事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- セクション4参照のこと</li> </ul>

## 2. 拒否理由に成り得る問題点一覧表

拒否理由のメッセージ	解説
<u>IMDS レコメンデーション非準拠に関するもの</u>	
Substance content not within the allowed range	入力した化学物質含有率の範囲が所定範囲を超えている。(IMDS Rec 001 規則 4.5.4.B 参照).
Portion not within the allowed range	(材料またはセミコンポーネントを構成する)材料の割合が大きすぎるか、または(セミコンポーネントを構成する)セミコンポーネントの割合が大きすぎる。
Total amount of wildcards and / or confidential substances is larger than 10%	ワイルドカード(CAS ナンバーが「system」となっている物質)の含有率の合計が 10%を超えている。合計の算出方法は、 <a href="#">IMDS FAQ</a> を参照のこと。
Wildcard «not yet specified» is not allowed	ワイルドカード「not yet specified」は、「量産準備初期段階の「事前申告」データシート」内の材料でのみ使用可能である。
Symbol must be filled in for categories 5.1.a, 5.1.b, 5.2, 5.3	5 g を超える部品が対象。
Node has a mixture of structure types	あるノードの下位層に複数のノードタイプが混在している。(例えば、材料と部品が同一階層に混在する)
<u>標準フォーマットに関するもの</u>	
The datasheet contains prohibited substances of ELV and GADSL above the threshold and without valid exemption	データ中に、適用除外ではない ELV または GADSL の禁止物質が基準値を超えて存在する。
Weight is not in line with measured (real) weight of the component	入力した質量がその部品の許容する質量範囲を超えている。
Name not in line with drawing / specification / order / standard	名称が図面、あるいは仕様、注文書、技術標準のものと不一致。
Wrong Bosch parts number / format of Bosch parts number	Bosch 品番、またはそのフォーマットに誤りがある。 以下のように品番を入力する。 – 10 枠 (数字か文字、空白や特殊文字は NG) 任意入力 – 10 枠 + スペース + 3 枠(数字、文字) 例: 0281123A56 B12

拒否理由のメッセージ	解説
<p>The data sheet contains one of the following Application Codes (AQ):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— deleted AQ</li> <li>— AQ for ELV exemptions that already expired (related to the put on the market date of vehicle)</li> <li>— AQ “Other application (potentially prohibited)”</li> </ul>	<p>アプリケーションコード(AQ)で、以下のものを選択してはいけない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 削除済の AQ</li> <li>— すでに期限切れの ELV 除外項目の AQ (自動車の上市日に依存する)</li> <li>— Other application (potentially prohibited)</li> </ul>
Use of wildcard which is not longer available	削除済のワイルドカードが使用されている。
Name is the system default name of a copy (copy_xyz)	名称がシステムによる初期値のままである。MDS の名称については、1.1. 参照。
Classifications 8.1 and 8.2 must only be used for parts as defined in Recommendation 019	<p>VDA 分類 8.1 および 8.2 は、REC019 で定義された部品に対してのみ使用する。</p> <p>個々の電子部品(PCB 上にないもの)については、その材料は適切な VDA 分類を使用して報告する。</p>
«Development sample report» is not allowed	「量産準備初期段階の「事前申告」データシート」は、開発段階の製品に関する報告の場合のみ使用可能である。
Question for Polymeric mark is not answered yet	材質表示マークが必須の部品に対して、回答されていない。
Material as sub node of another material: material categories do not fit together	構成材料の VDA 分類が親材料の VDA 分類に一致していない。
MDSs containing different ID	同じ Bosch 品番に対して、複数の MDS が異なる IMDS ID で存在している。MDS の更新は、<<新しいバージョンでコピー>>すること。
<u>以下は個別に拒否理由と成り得るもので、主にデータが古いためである。</u>	
Question «Does the material contain recyclate» not answered at all	«yes» または «no» を選択しなければならない。デフォルトの «no» のまでも OK。
VDA classification is deleted	材料に IMDS で削除された VDA 分類が使用されている。
AQ no longer valid / not set / not editable	材料の AQ について、IMDS 上で削除されたものが使用されている/セットされていない/編集不可である。

### 3. データ提出日および変更管理規則

以下の場合に IMDS データを要求する。

- 新規サンプル (ISIR)
- 変更時
  - 次の場合は、IMDS レコメンデーション 001 に従い 6 ヶ月以内に報告すること
    - 材料または化学物質に変更があった場合
    - 供給部品に使用されている物質が N2580 に追加され、まだその物質を含有する MDS を報告していない場合
    - 生産部品図面または品質管理ガイドラインで示された公差を超える質量の変更がある場合
  - 誤申告が判明した場合
  - 個別調査
- 初回品

MDS の更新は、新しい ID ができてしまうコピーでなく、新しいバージョンでコピーすること。

同一品番に対し、相違する ID での報告は許可しない。

### 4. 追加の説明

#### 4.1 Robert Bosch Automotive Steering GmbH (296)、およびその組織に送信する場合

##### 4.1.1 品番のフォーマット

フォーマット	部品の種類
xxxx.xxx.xxx	ステアリングギアの部品
4 枠/ドット/3 枠/ドット/3 枠	
xxxxxxxx	ステアリングコラムの部品
6 枠	
xxxxxxxxxx	Eger/Mazlar 向けのステアリングコラムの部品
8 枠	
xxx.xxx.xxx.xxx-xx	ステアリングコラムの部品
3 枠/ドット/3 枠/ドット/3 枠/ドット/3 枠/ハイフン/2 枠	

#### 4.1.2 追加の必須項目

- 図面作成日(データが無い場合は - / does not exist )
- 設計変更番号(データが無い場合は - )
- サプライヤーコードまたは DUNS-Number
- 図面番号

<メモ>

##### 標準部品の場合

- 図面番号 → 部品番号を入力
- 図面作成日 → - / does not exist

##### Optional technical kits (OTK) の場合

- これらの部品の MDS は承認されない
- シングルコンポーネントの MDS が要求される
- その他の情報は担当購買にお問い合わせください